

砂川市訓令第3号

令和4年3月9日

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱（平成25年訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（補助金の支払い）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を通知したときは、速やかに当該補助金を支払うものとする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 市長に対して行われる通知（第7条第1項及び第10条に規定する書類の提出をいう。以下「申請等」という。）については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、書類により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

別記第1号様式(第7条関係)及び別記第6号様式(第10条関係)を次のように改める。

別記第9号様式(第12条関係)を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長様

申請者 町内会名
代表者氏名
住 所
(電話 ー)

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 町内会加入世帯数

年4月1日現在 1～10 11～30 31～50 51～100
 101～200 201～300 301～500 501～ 世帯

※ 加入世帯数は、前年度の3月31日現在において砂川市町内会連合会で確定している世帯数とする。

2 申請する事業

- ① 事業名 _____ (経費 円)
- ② 事業名 _____ (経費 円)
- ③ 事業名 _____ (経費 円)
- ④ 事業名 _____ (経費 円)

3 自主防災組織設立支援割の適用

(あり ・ なし) (経費 円)

4 関係書類

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金事業計画書（別記第2号様式）

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

砂川市長様

申請者 町内会名
代表者氏名
住 所
(電話 -)

砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、補助対象事業に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 事業報告

- ① 事業名 _____ (経費 円)
- ② 事業名 _____ (経費 円)
- ③ 事業名 _____ (経費 円)
- ④ 事業名 _____ (経費 円)

2 自主防災組織設立支援割の適用

(あり ・ なし) (経費 円)

3 関係書類

- ① 砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金事業報告書（別記第7号様式）
- ② 事業に要した経費の領収書の写し
- ③ その他市長が必要と認める書類

4 振込先口座

振 込 先	金融機関名		支店名						
	預金種目		口座番号						
	口座名義	(ふりがな) 氏 名							